

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年10月20日午後1時30分から令和3年第10回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
		第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第10回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、19名であります。  
6番名和和弘委員から欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番有住寿哉委員、11番小坂倫充委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議第 1 7 番 委員 長  
 議事 務 局 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 17 番 佐藤です。番号 1 番の案件について、譲受人の■■■■■さんは経営面積が 0 a ですが、金ケ崎町に転入された新規就農者ですか。事務局、説明を求めます。

17 番佐藤委員のご質問にお答えいたします。■■■■■さんは北海道で 1 年間農業の研修を受けて 2、3 年前に金ケ崎町に移住された方です。今までは契約を結ばずに農地所有者の■■■■■さんから当該農地を借りてピーマン栽培等を行っていましたが、このたび売買により借受け農地を取得しピーマン、トマト、大豆等を作付けしていく計画です。

17 番佐藤委員、よろしいですか。  
 はい。  
 ほか、質疑ございませんか。

議第 1 2 番 委員 長  
 議事 務 局 長

12 番 小野です。番号 1 番の案件について、5 筆すべて地目は田ですが、利用目的は水田と畑どちらでしょうか。事務局、説明を求めます。

12 番小野委員のご質問にお答えいたします。申請農地はすべて畑として野菜及び大豆の作付けを行う計画となっております。

12 番小野委員よろしいですか。  
 はい。  
 ほか、質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長  
 議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議 長  
 議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長  
 議 長

日程第 7、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 番号 1 番の案件について、5 番高橋重貴委員より報告願います。  
 5 番 高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。10 月 18 日午前に、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 譲受人である■■■■■さんが自己住宅を建築するため、農地所有者の■■■■■さんから、畑を売買により取得し転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は住宅の用に供する施設が連たんしており、第 3 種農地に区分されることから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金

融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、西側が農地と隣接しておりますが、境界にコンクリートブロックを設置するほか、雨水等は自然浸透及び排水路に流れる計画になっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号2番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。

第 4 番 委 員

4番 田口です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月18日午前に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]さんが自己住宅の隣接地に庭を整備するため、農地所有者の[ ]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額借入により実施することを確認しております。

現地は、北側及び西側が休耕の農地と隣接しておりますが、十分な転圧を行うほか、雨水等は自然浸透とする計画となっていることから、土砂、雨水等の流出による周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号3番の案件について、14番小嶋教三委員より報告願います。

第 1 4 番 委 員

14番 小嶋です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月18日午後に、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借人である[ ]が岩手南部森林管理署発注の「永徳山治山工事」受注に伴い、駐車場及び工事材料の仮置場等の用地として使用するため、農地所有者の[ ]さんから、田を賃貸借により借受け一時転用しようとするものです。

申請地は、工事施工箇所に近接する田で、現在は[ ]さんが借り受けて管理しておりますが、耕作者の同意を得ているほか、工期が令和4年2月までであり、工事完了後は、すみやかに現状の農地へ復元する計画となっており、次年度の作付けには影響がないものと考えられることから、一時転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 4 番 委 員

4番 田口です。番号1番の案件につきまして、現地確認を行う際に申請書類を確認したところ、事業実施にあたり金融機関からの融資

額が約4千8百万円と高額ですが、融資を受けられる譲受人は若い方とのことです。長年、金融業に携わってきたものとして、少々思うところがあるのですが、譲受人のバックヤードは把握しているものなのか事務局にお尋ねします。

議事 務 長局

事務局、説明を求めます。

4番田口委員のご質問にお答えいたします。譲受人等のバックヤードについてですが、事前相談時や申請時に確認することはできますが、制度上確認しなければならないものではございません。

議第 4 番 委 長 員

4番委員、よろしいですか。

はい。

議第 9 番 委 長 員

ほか、質疑ございませんか。

9番菊地です。番号2番の位置図についてですが、申請地の北側に隣接している農地の所有者はどなたでしょうか。

議事 務 長局

事務局、説明を求めます。

9番菊地委員のご質問にお答えいたします。申請地北側に隣接しているのは[ ]さんの所有農地です。

議第 9 番 委 長 員

9番委員、よろしいですか。

はい。

議第 4 番 委 長 員

ほか、質疑ございませんか。

4番田口です。再度、質問いたします。番号2番の案件につきまして、現地確認を行う際に申請書類を確認したところ、事業実施にあたり私人から融資を受けるとのことで金額はけっして高額ではありませんが、私人からの融資でも可となった経緯を教えてくださいと思います。

議事 務 長局

事務局、説明を求めます。

4番田口委員のご質問にお答えいたします。資金の借入先が私人でも良いことの確認の経緯ですが、農地転用の許可権者である岩手県に確認したところ、個人からの借入であっても、貸主が残高証明等で借入金額を有していることが確認できる場合は許可しているとの回答でしたので、今回の案件も同様であると判断し今回の議案として挙げたものです。

議第 4 番 委 長 員

4番委員、よろしいですか。

はい。

議第 7 番 委 長 員

ほか、質疑ございませんか。

7番高橋です。番号2番の案件について、転用理由が子どもたちの運動ができるスペースを拡張するためとありますが、譲受人自身の子どもたちのためなんでしょうか。もしくは遊具等を設置して近所等の子どもたちのための庭用地の拡張ということなんでしょうか。

議事 務 長局

事務局、説明を求めます。

7番高橋委員のご質問にお答えいたします。9ページの位置図をご覧いただきたいのですが、申請地の東隣に譲受人である[ ]さんの住宅が建っており、その住宅の南側が芝生の庭です。ご自身の子どもたちが大きくなった時のために、現在の庭用地を拡張してサッカー等の遊びをさせたいということで、今回申請があったものです。

議第 7 番 委 長 員

7番委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
 事務局 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 事務局長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 第1番委員 番号1番及び2番の案件について、1番岩野悦子委員より報告願います。  
 1番 岩野です。番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月14日午前に、北部地区の小坂倫充委員、及川和芳委員、高橋旦志委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 申請地は、[ ]さん所有の田ですが、現状は物置、合併浄化槽、自宅用通路等となっております。  
 今回の申請に至った経緯ですが、昭和63年から平成10年ころの間に亡き[ ]さんが、公道からの通路のほか、当時営んでいた空調機器設備工事業の材料保管庫、作業所として物置を建築したとのことです。  
 今回、居宅の建て替えを検討し調査を行っていたところ、農地を物置や通路などとして使用されていることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。  
 現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり物置敷地、自宅用通路等として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。  
 以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。  
 議 長 ご苦労さまでした。  
 第17番委員 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 17番 佐藤です。12ページの位置図を見ると、番号1番と2番の間が空いていますが、この間はすでに農地ではない地目ということでしょうか。  
 議 長 事務局、説明を求めます。  
 事務局 17番佐藤委員のご質問にお答えいたします。番号1番と2番の申請地の間はすでに農地ではありませんので、間が空いております。  
 議 長 17番委員、よろしいですか。  
 第17番委員 はい。  
 議 長 ほか、質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の  
挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しまし  
た。
- 議 長 日程第9、議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定につい  
てを議題とします。事務局、説明を求めます。  
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
ここで、利用権設定番号1番の案件について、5番高橋重貴委員  
が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席  
を命じます。  
——第5番委員 退席——
- 議 長 これより利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑  
ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
利用権設定番号1番の案件について、原案のとおり決定することに  
賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。  
5番高橋重貴委員の入席を許します。  
——第5番委員 入席——
- 議 長 5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
それでは、議案第4号の所有権移転及び利用権設定番号2番、3番  
の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の  
とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第10、議案第5号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意  
見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。  
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ  
んか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

- 議 長 ——なしの声あり——  
討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第5号 金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——  
挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和3年第10回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時15分